

最新の動向に基づく株主総会の運営実務と関連法務を明快に解説!

# 株主総会の 運営と決議Q&A

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

## 加除式書籍とは?

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

====ここが魅力====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる!
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる!
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的!

## 商品を手にとって検討したい...

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

## 購入後のメンテナンスは?

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

## 追録は購入しなければならないの?

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

## 申し込み方法は? 支払いは?

- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
  - 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
  - 弊社ホームページ
    - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
  - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
  - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込みください。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

商品に関するご照会・お申し込み・  
追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694  
FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。  
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。  
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規

<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。  
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社  
本社  
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



2100 PRINTED WITH SOY INK  
(613910) [1011]  
株主QA (613919) 2010.11 H1

## 本書の特色

- 1 株主総会の運営について、各場面別に関連法令の内容と実務上の留意点をQ&A形式にてわかりやすく解説しています(第1編)。
- 2 株主総会の目的事項ごとに固有に発生する疑問を解決。事前準備や説明義務の範囲などを実践的なQ&Aにより解説しています(第2編)。
- 3 Q&Aに関連する根拠法令・裁判例要旨・各種書式例を紹介しています。



監修:尾崎安央(早稲田大学法文学術院教授)  
編集:現代企業法務研究会  
B5判・加除式・全2巻  
定価 本体15,000円+税



# 株主総会に関わる実務を体系化した「株主総会運営の実務」と、「目的事項別の対応」についてのQ&A解説を2編構成で収録!

## 内容構成 (抜粋)

### 第1編 株主総会運営の実務

- 第1章 株主総会の意義
  - 株式会社の機関設計
  - 株主総会の位置づけ
- 第2章 株主総会の権限
  - 株主総会の決議事項
  - 株主総会の報告事項の充実化
  - 株主総会の定足数の排除・軽減と算定方法
- 第3章 株主総会の開催日と開催場所
  - 株主総会開催日時決定上の留意点
  - 株主総会の会場変更
- 第4章 株主の確定
  - 株主名簿の名義書換え
  - 株券廃止会社における株主名簿の管理と記載事項の証明書の交付請求権
- 第5章 計算書類の作成
  - 決算に関する書類の作成
  - 連結計算書類の作成と報告
- 第6章 会計監査人の監査報告
  - 会計監査人の責任等
  - 会計監査人の監査と監査報告
- 第7章 監査役(会)の監査報告
  - 監査役の監査と監査報告
  - 一部監査役が欠席のまま作成された監査役会の監査報告の効力
- 第7章の2 委員会設置会社の監査報告
  - 監査委員会の監査報告書
- 第8章 決算取締役会
  - 決算取締役会
- 第9章 決算発表
  - 決算発表
  - 決算発表の遅延
- 第10章 定時株主総会の議案
  - 定時株主総会と決議事項
- 第11章 株主提案権の行使
  - 株主提案権が行使される場合
  - 株主提案権が行使された場合の会社の対応
- 第12章 株主総会招集通知の作成
  - 招集通知の重要性と手続
  - 招集通知の記載上の留意点
  - 招集通知に誤りがあった場合の対応
- 第13章 計算書類等の備置き、公示
  - 計算書類等の備置き、公示
- 第14章 株主総会の運営方針と進行要領
  - 株主総会の運営方針と事前準備
  - 株主総会における議長の発言の事前準備
- 第15章 株主総会の議決権行使
  - 議決権の行使に関する種類株式と発行
  - 議決権の代理行使方法
  - 委任状争奪戦への対応方法

- 議決権の不統一行使のできる場合とその方法
- 株主総会における議決権行使結果の開示
- 第16章 株主総会当日の運営
  - 入場受付の際の本人確認
  - 株主の代理人の審査
  - 株主総会での途中入退場
- 第17章 株主総会の議事運営 (議案上程と審議)
  - 株主総会の決議に条件又は制限をつけることの可否
  - 株主提案権が行使された場合の議事進行 (議長とその権限)
    - 議長が議案に特別利害関係がある場合の交替の要否
    - 議長が独自に判断できる事項と議場に諮るべき事項 (説明義務)
      - 株主総会における取締役および監査役の説明義務の範囲
      - 書面による事前質問制度 (動議)
        - 動議の取扱い
        - 動議に対する代理人および議決権行使書の取扱い (質問時間の制限と打ち切り)
          - 株主の質問を打ち切ることの可否
          - 総会検査役の選任
- 第18章 株主総会後の手続
  - 配当金の支払請求への対応
  - 株主総会直後の取締役会運営上の留意事項
- 第19章 委任状、議決権行使書等の備置き
  - 株主総会終了後の委任状、議決権行使書等の備置き
- 第20章 有価証券報告書の提出
  - 有価証券報告書の記載に不備がある場合の対応
- 第21章 株主総会議事録の作成
  - 株主総会議事録の具体例
  - 株主総会議事録の記載の範囲
- 第22章 商業登記手続
  - 商業登記の登記すべき事項
  - 商業登記の登記期間
  - 商業登記の申請方法
- 第23章 株主総会決議の瑕疵とその効果
  - 株主総会決議取消事由
  - 株主総会決議の無効とその主張
  - 株主総会決議の不存在とその主張
- 第24章 利益供与
  - 利益供与の禁止と取締役等の責任

- 第25章 株主代表訴訟
  - 経営判断の原則
  - 役員等の会社に対する責任の免除・消滅
- 第26章 特殊な株主総会
  - 臨時株主総会
  - 少数株主権行使による株主総会
  - 種類株主総会
- 第27章 株主総会のIT化
  - 株券電子化を踏まえた株主総会運営
  - WEB開示の方法
  - 電子投票の採用と招集通知の電磁的提供の決議
- 第2編 目的事項別の対応
- 序章 事業報告
  - 事業報告の内容
  - 事業報告の監査、承認、株主への提供、株主総会における報告
- 第1章 剰余金配当議案
  - 剰余金配当議案提出にあたっての株主総会参考書類への記載事項
- 第2章 役員選任
  - 役員選任議案提出にあたっての参考書類に記載すべき事項
  - 補欠役員の子選議案
  - 役員任期の短縮
- 第3章 役員報酬
  - 役員報酬額変更議案提出にあたっての参考書類への記載事項
  - 不確定金額および非金銭による報酬の付議の方法
- 第4章 役員退職慰労金贈呈
  - 退職慰労金贈呈に係る取締役、監査役、その他の第三者への一任決議の有効性と内規
  - 退職慰労金の支給基準や具体的支給金額についての説明義務の程度
  - 役員退職慰労金制度の廃止
- 第5章 事業の譲渡および譲受け等
  - 事業の「重要な一部」の譲渡に該当するか否か
  - 事業売却の株主総会決議
- 第6章 合併
  - 備置書類並びに招集通知および参考書類に記載すべき事項
  - 合併対価の相当性に関する質問に対する説明義務の範囲について
  - 合併における反対株主の株式買取請求権について
  - 合併についての債権者保護手続について
  - 三角合併の手続における問題点・留意点

- 第7章 株式交換
  - 株式交換に際しての備置書類並びに招集通知および参考書類に記載すべき事項
  - 株式交換の対価の割当 (比率) 決定方法および対価についての定め相当性に関する事項の記載事項
  - 株式交換対価の相当性に関する質問に対する説明義務の範囲について
- 第8章 株式移転
  - 株式移転に必要な法的手続およびスケジュール
  - 株式移転計画の記載事項
- 第9章 会社分割
  - 会社分割における事前・事後開示書類および参考書類の記載事項
  - 会社分割に伴う労働契約の承継に関する手続
- 第10章 事後設立
  - 事後設立規制
- 第11章 新株の発行
  - 新株の有利発行のための手続
  - 新株の有利発行における「払込金額が特に有利な金額」の判断基準
  - 新株の有利発行を必要とする説明の程度
  - 第三者割当ての株式等の発行ルール
- 第12章 新株予約権の発行
  - 新株予約権の有利発行のための手続
- 第13章 自己株式の取得
  - 自己株式 (金庫株) を取得する際の留意点
  - 従業員持株制度の導入
- 第14章 株式の併合
  - 株式併合における決議すべき事項および併合を必要とする理由の開示の内容
- 第15章 準備金の減少
  - 準備金の減少手続および株式移転後の利益配当
- 第16章 資本の減少
  - 資本減少に関する株主総会の決議および公告
- 第17章 定款変更
  - 定款の変更
  - 株主提案と定款変更
- 第18章 買収防衛策
  - 買収防衛策の種類・合理性
  - 買収防衛策と株主総会決議
  - 買収防衛策に係る説明義務
  - 企業買収における情報開示

### 資料編

※内容構成は一部変更することがあります。

実際の株主総会の準備、運営、関連する業務、決議事項別の対応について約280の設問を収録しています。

それぞれの具体的な設問(Q)に対して、回答のポイントを明快に示しています。

制度内容、具体的な対応、実務上の留意点等について、法令等の根拠を掲げ、詳細に解説しています。

解説の根拠となる参考法令等をまとめて表示しています。

法令の解釈、実務の対応指針として参考となる判例について、要旨を紹介しています。

第2編 第3章 役員報酬

※不確定金額および非金銭による報酬の

**Q** 取締役の報酬については確定金額以外の方法によるものでありますが、どのような方法によるものでしょうか。また、具体的な内容について教えてください。

**A** 会社法においては、取締役の報酬について不確定金額および非金銭報酬を定めることができるようになってきています。定款又は株主総会決議においては、上記のうち、非金銭報酬についてはその具体的な算定方法を定め、非金銭報酬の具体的な内容を定める必要があります。同時に、両報酬についてその理由を開示する必要があります。

**解説**

1 取締役の報酬等に関する定め

会社法361条1項1号は、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益において額が確定しているものについて定めています。これとは別に近年、取締役の報酬等が定められることとされました。同項2号では、金額が不確定である会社法において、その具体的な算定方法。また同項3号では、非金銭での取

第1編 第17章 株主総会の議事運営

場合に備えて、包括委任状を得ておくなどして、動議を議場に諮っても確実に否決できる体制を整えておくことが肝要です。

◆参考法令等◆

- 会社法315 (議長の権限)
- 会社法831 (株主総会等の決議の取消しの訴え)
- 会社法830 (株主総会召集手続)
- 会社法304 (株主総会)

◆裁判例等◆

▷ 株主総会に参集し、議を無視した決議は、その方法において著しく不公正であって、決議は取り消される。(昭和49年3月28日大阪地判・トップ株主総会決議取消請求事件第一審判決・昭和46年(ワ)780号・判時736号20頁)

本件株主総会は、水俣病を告発する会の一棟運動の対象とされていたため、会社の予想を超える数の株主が出席し、相当の喧嘩状態の中、一人の株主が議案の審議開始直後、最前列の舞台裏下において、修正動議があると呼びながら腕を振り、動議を印刷したビラをまいたりしたが取り上げられることなく、開会宣言から閉会宣言までわずか4分間で終了したという事案である。大阪地裁は、「決議の方法に重大な瑕疵がある場合には、その瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないと認められるようなときでも、右決議の取消し請求を認容すべきであってこれを棄却することは許されない」と判示した。

株主総会議事録の具体例

株主総会議事録の作成例を教えてください

**Q** 株主総会議事録の記載例など、参考となる書式例・文例等を紹介しています。

**A** 株主総会議事録(定時株主総会)の具体例は、

株主総会議事録(定時株主総会)の具体例は、

第〇〇回定時株主総会議事録

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日(〇曜日)午前〇〇時、東〇番〇〇号、〇〇〇〇株式会社本店〇階講堂において会を開催した。

定額、代表取締役社長〇〇〇〇は定款第〇〇条第〇項の規定により議長となり開会を宣し、出席株主数およびその議決権数等を株主に報告した。当日出席株主数およびその議決権数は次のとおりである。

基準日現在株主総数	〇〇名
発行済株式総数	〇〇〇〇株
この内	
議決権を有する株主数	〇〇名

4084 (~4110) 4084 (~4110)